

## 第7章

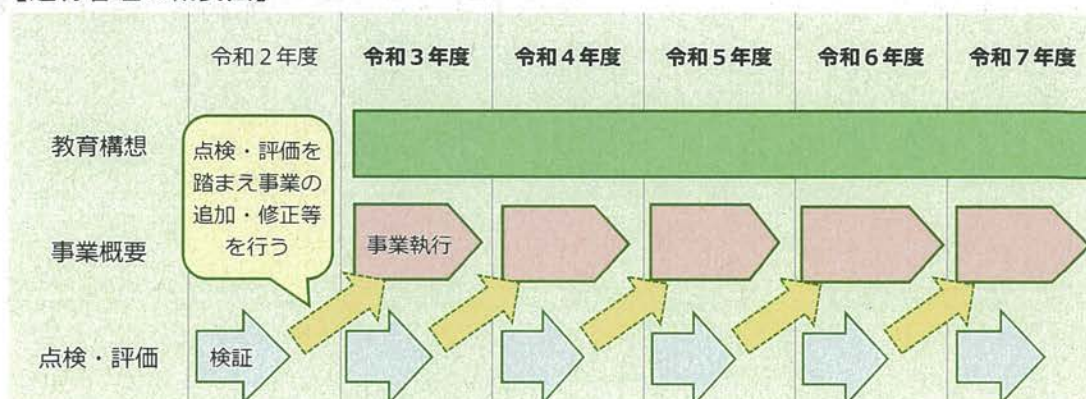
# 教育施策の推進体制

教育構想は、教育委員会をはじめ、学校、地域、家庭など教育に関わるそれぞれの主体が連携し、社会全体での協働により進められるものです。教育施策をより実効的で実りあるものにするため、以下のとおり推進します。

### 1. 進行管理

- (1) 教育構想に基づき執行する事業については、毎年度、事業の具体的内容等を「教育事業概要」として取りまとめます。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」（点検・評価）を活用し、毎年度関連する指標を含め事業ごとに点検と評価を実施しながら、効果的な教育施策の進行管理を行います。
- (3) 社会環境や教育課題の変化を捉えつつ、前年度の執行状況について教育委員会による自己評価や学識経験者の評価を踏まえ、教育施策の見直しや事業の追加・修正等を行うとともに、「教育事業概要」に反映します。

【進行管理の概要図】



### 2. 社会全体での取組

- (1) 市役所全体の力を結集した教育施策の推進
 

教育施策の円滑な推進にあたっては、子育てや福祉、まちづくり、市民協働、環境、地域経済など、様々な行政分野を担う庁内関係部局との相互連携を一層強化し、市役所全体の力を結集して取組を進めます。
- (2) 各主体の役割と連携・協働による教育施策の推進
 

学校・地域・家庭・行政の各主体が、教育においてそれぞれが果たすべき役割を認識し、主体的に子どもの教育や生涯の学びに関わるとともに、それぞれが連携し相互補完しながら取り組みます。また、各種団体や企業、大学など多様な主体との連携・協働もさらに進めます。

### 3. 情報の発信

教育構想の実現のためには、「学び」に関わる子どもたちや市民に加え、学校、地域、家庭など、それぞれの主体の協力が必要不可欠です。基本理念や基本方針などの理解が多様な主体で深まるよう様々な周知を図る工夫を行い、情報発信と教育構想の浸透に努めます。